

第1日

令和4年1月24日（月）

午前10時零分開会

○議長（半田雄三君） これより令和4年第1回朝倉市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元のタブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元のタブレットに掲載しております会期日程表のとおり、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

5番加藤正二議員

6番佐々木明子議員

を指名いたします。

これより、議案の上程を行います。

本日、市長から議案2件の送付を受けました。

これらを一括上程し、提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 本日ここに、令和4年第1回朝倉市議会臨時会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本臨時会では、専決処分について1件、補正予算について1件、合計2件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、第1号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第9号）に係る専決処分につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯に対する子育て世帯等臨時特別支援事業に係る給付金を速やかに支給する経費について、予算の補正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めます。

次に、第2号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第10号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的に要する経費を補正するものでありまして、補正

の額は歳入歳出それぞれ7億2,725万円を追加し、予算総額を424億8,422万円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として行うプレミアム商品券発行事業費及び公立保育所における新型コロナウイルス感染症対策事業費に3,800万円を計上いたしました。

民生費では、住民税非課税世帯等に対して給付金を支給する子育て世帯等臨時特別支援事業費に6億8,925万円を計上いたしました。

また、歳出に伴う財源として、国庫支出金7億2,725万円を計上いたしました。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(半田雄三君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、以上で提案理由の説明が終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前10時4分休憩

午前10時5分再開

○議長(半田雄三君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案の質疑を行います。

質疑は、申合せにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第1号議案専決処分について(令和3年度朝倉市一般会計補正予算(第9号))を議題といたします。

質疑はありませんか。17番小島清人議員。

○17番(小島清人君) 第1号議案専決処分について質疑します。

質疑の趣旨は、18歳以下の児童1人につき現金10万円を一括給付するにあたり、全ての該当者に対して、不公平かつ不利益が生じないよう万全を期すことがその趣旨です。

そこで質疑の内容は、このたびの新型コロナウイルス禍を受け実施された18歳以下への10万円相当給付の在り方について、全国的な問題として、とりわけ中学生以下の場合、昨年の9月以降に離婚した独り親家庭においては、給付金を受け取れない事態が発生しています。

そこで、朝倉市内における、とりわけ中学生以下の場合、昨年の9月以降に離婚した独り親家庭について、1点目が該当する児童数は何人か、2点目が該当する全ての児童に対して、漏れなく現金10万円の一括給付がなされたか、以上の2点について一括して質疑し

ます。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（安丸千奈美君） ただいまの御質問でございますが、離婚した家庭の児童数でございますが、現在のところ詳細の把握はできておりません。

それから、その方々について、現在漏れなく給付がなされているかということにつきましては、現在、先行して児童手当を受給されてある児童に対する一括10万円を支給するというところで事務を行っておりましたので、現在のところ、そういった離婚の分につきまして、詳細については把握ができておりません。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 17番小島議員。

○17番（小島清人君） 今、執行部の答弁で、今、質疑については詳細に調査がなされていないということが理解をできました。

これについては、御案内のとおり、先般の国会の代表質問におきましても、岸田首相のほうから、この関係につきましては、受け取れなかった独り親家庭への支給を検討するよう自治体に要請するというような表現がなされておりますし、また、近隣の福岡市におきましては、これらのいろんな事情の中で、給付ができない人については、福岡市においては、これを給付するというようなことがあっておりますし、また北九州においても、同様な措置がなされるというふう聞いております。

私は、この問題については、やはりこの第1号議案の提案にあたっては、なかなか予測し難いところもあったのかなというふうには理解をしますが、やはりそこら辺りは、きちり、やっぱり不利益、不公正が生じないように、やはりきちっと整理をすべきじゃないかなというふうに思います。

本来、第1号議案については、そこまできちっと整理をした上で、私は第1号議案が、この提案をされるべきではないかなというふうに思うわけではありますが、その点について、執行部の考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（安丸千奈美君） 今回専決処分を行いましたものにつきましては、あくまでも、今、当初、国が出しておりました分について先行給付の5万円を12月の議会に提案をいたしまして、あとの残りにつきましてはクーポンであるのか現金なのかというような選択がございました。

その分を、朝倉市としては、一括給付の10万円で年内に支給したいというところで、国の制度に基づいた分を、今回専決処分をさせていただいております。

ただいま御質問をいただいております離婚の世帯につきましては、その後の対応になるかと思えます。支給を含めまして、今後、検討をするべきものだというふうに考えております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 17番小島議員。

○17番（小島清人君） 3回目の質疑になりますので、今、部長のほうから説明がありました、具体的にそういった事象が発生した場合、いつまでにどのような措置を講じるのか、具体的には該当する全ての児童の保護者及び児童への対応方策、また財源の確保方策、再度、事象があった場合は補正予算を、専決を行うのか、補正予算を行うのか、そこら辺りの方向性について分かれば、ここで具体的にお示しをいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（安丸千奈美君） ただいま御質問いただきました件につきましては、一旦、支給のほうは児童手当の支給のほうに基づいて支給をしております。

ですので、そういった点もございますので、いろんな家庭の事情というのも踏まえましてということになりますので、現時点では支給は未定というところがございます。

御意見いただきましたように、仮にこれが支給というふうになれば、また補正予算なりでお願いをするということになろうかと思えます。以上でございます。

○議長（半田雄三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第2号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案の質疑を終了いたします。

これより、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第1号議案及び第2号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前11時35分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案の審議を行います。

それでは、第1号議案専決処分について（令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第

9号) ) を議題とし、討論を行います。

御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第2号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算(第10号)についてを議題とし、討論を行います。

御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和4年第1回朝倉市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時36分閉会